

## 権利関係⑨

### 相続

#### ○×式確認問題

#### 【解答・解説】

- × 父Aと子Bが同乗していた飛行機が墜落し、二人とも死亡したときのように、どちらが先に死亡したかわからないときは、同時死亡と推定し、AとBの間では相続は生じないので、Bに子がいた場合(Aの孫)でも、代襲相続は起こらない。同時死亡と推定される場合には、死亡した者相互間においては相続は生じないが、代襲相続は起こる
- × 被相続人の権利義務は、すべてその相続人が相続するので、その一身に属する権利についても、一定の場合には相続される。  
被相続人に一身に属する権利は、相続しない
- × 相続人は、相続開始を知ったときから~~6カ月~~以内に、単純承認、限定承認もしくは相続の放棄の意思表示をしなければならない。3カ月以内である  
なお、この期間内に意思表示がない場合には、単純承認したものとみなされる
- × AとBが婚姻中に生まれたAの子Cは、AとBの離婚の際、親権者をBと定められた。Aはその後再婚して、再婚に係る配偶者がいる状態で死亡したときは、Cは法定相続人にはならない。Cは、AがBとの婚姻中に生まれているので、間違いなくAの実子である  
離婚によりBに親権が定められたとしても、Aの実子の地位は変わらないので法定相続人である
- × Aに、配偶者B、Bとの婚姻前に縁組した養子C、Bとの間の実子D、Dの実子E及びFがいる場合において、Dが死亡し、その後Aが死亡したとき、BとCとEとFがAの相続人となり、EとFの法定相続分はいずれも~~4分の1~~となる。8分の1である  
EとFはDを代襲相続するので、Dの法定相続分の4分の1の半分ずつを相続することになる
- × 居住用建物を所有するAが死亡した場合で、Aに配偶者B、母C、兄Dがいるとき、Dは相続人とならず、BとCが相続人となり、Cの法定相続分は4分の1となる。  
配偶者と第二順位の相続となる。この場合、配偶者3分の2、第二順位の母は3分の1となる
- × 被相続人Aの子Bが、相続の開始後に相続放棄をした場合、Bの子C(被相続人の孫)が、Bを代襲して相続人となる。  
相続放棄をした場合、放棄者以下に、代襲相続は発生しない

8 × 配偶者短期居住権は、被相続人の相続開始時点において、配偶者が無償で建物に居住していた場合、当該配偶者は、一定の期間(原則、相続の開始のときから~~3カ月~~)無償で当該建物を使用することができる。  
3カ月ではなく「6カ月」である

9 × 配偶者居住権が認められるためには、被相続人の相続開始時点において、配偶者が建物に居住している必要はない。  
配偶者居住権も配偶者短期居住権も、配偶者が建物に居住していることが要件となる

10 × 適法な遺言をした者が、その後、更に適法な遺言をした場合、前の遺言のうち後の遺言と抵触する部分は、後の遺言により撤回したものとするには一定の手続きがある。  
適法な遺言で、前遺言と後遺言とで抵触する部分は、後遺言で前遺言を撤回したもののみなされる一定の手続きが必要であるという規定はない

11 × Aが死亡し、相続人として、妻Bと嫡出子C・D・Eがいる場合、Aが遺産の全てをCに遺贈していたときは、その遺贈が、B、D及びEの遺留分を侵害していた場合、Cへの全部の遺贈は認められず、B・D及びEに遺留分として渡さなければならない。  
被相続人の遺贈の意思表示は、たとえ遺留分権利者の遺留分を侵害していたとしても、その効力を生じる。遺留分権利者は、侵害された遺留分について、必要があれば、「遺留分侵害請求権」を行使し、遺留分のCから取り戻すことができる。